

子 発 0726 第 9 号
令和元年 7 月 26 日

一般社団法人 日本心理学諸学会連合 御中

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所における専門人材確保及び速やかな虐待通告の
周知について (協力依頼)

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続け、平成 29 年度には 13 万件を超えており、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しています。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。

このような現状のもと、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が 6 月 19 日に国会で可決・成立し、6 月 26 日に公布されました。

本法律においては、児童相談所の専門性の確保・向上の観点から、

- ・ 児童相談所長及び児童福祉司として任用できる者に、精神保健福祉士や公認心理師を法律上明確化すること (令和 2 年 4 月 1 日施行) (児童福祉法第 12 条の 3 第 2 項、第 13 条第 3 項)
- ・ 児童相談所において判定をつかさどる所員及び児童心理司の中に含まなければならない者の例示に公認心理師を法律上明確化すること (令和 2 年 4 月 1 日施行) (児童福祉法第 12 条の 3 第 5 項、同第 6 項)
- ・ 児童心理司の数について、政令で定める基準を標準として都道府県が定めること (令和 2 年 4 月 1 日施行) (児童福祉法第 12 条の 3 第 7 項)
- ・ 児童相談所において他の児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的

技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置を規定するとともに、スーパーバイザーは児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないこと（令和2年4月1日施行。研修については、令和4年4月1日施行）（児童福祉法第13条第5項及び第6項）が規定されております。

また、平成31年3月19日の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」においては、新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の拡充を図ることと定められております。

専門人材の確保につきましては、昨年7月に「児童相談所における専門人材の確保等について（協力依頼）」（平成30年7月20日子発0720第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）で依頼しておりますが、改めて、児童相談所の児童虐待対応の強化のため、貴会会員への周知など、児童相談所の専門人材の確保への特段の御協力、御支援を賜るようお願いいたします。

また、貴会におかれましては、日々の業務や活動を通じて、児童虐待の兆しや疑いを発見した場合には、迷わず児童相談所又は市町村に通告していただきませう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。